

那健保総第 5058 号
令和 4 年 2 月 8 日

那覇市医師会
会長 山城 千秋 様

那覇市長 城間幹子
(公印省略)

医療機関における新型コロナウイルス感染症行政検査委託の検査
対象期間の取扱いについて (通知)

令和 4 年 1 月 28 日付けで契約を締結した「医療機関における新型コロナウイルス感染症行政検査委託契約」について、検査対象期間を下記のとおり取り扱うこととしますので通知します。

記

- (1) 1/3～1/14 の業務前検査 (待機期間 14 日間)
1 日目～14 日目の期間、医療に従事するための業務前検査を対象とする。
- (2) 1/15～1/28 の業務前検査
○社会機能維持者として待機期間を短縮する場合
1 日目～6 日目 (抗原定性の場合は 7 日目まで) の期間、医療に従事するための業務前検査を対象とする。
- (3) 1/29 以降の業務前検査
○社会機能維持者として待機期間を短縮する場合
1 日目～5 日目の期間、医療に従事するための業務前検査を対象とする。

上記 (1) ～ (3) に該当しない検査について不明な事項がある場合は、下記へ問い合わせください。

※別紙「検査対象期間の考え方」添付

【問い合わせ先】那覇市保健所 保健総務課感染症グループ 石底 (電話:098-853-7972)